

## 印刷請負契約書（案）

- |           |                          |
|-----------|--------------------------|
| 1. 契約件名   | 登録関係用紙類等の印刷              |
| 2. 仕様及び数量 | 別紙仕様書のとおり                |
| 3. 契約金額   | 金 円<br>(うち消費税及び地方消費税額 円) |
| 4. 納入場所   | 別紙仕様書のとおり                |
| 5. 納入期限   | 令和7年2月12日                |
| 6. 契約保証金  | 免除                       |

上記の物件の印刷をするため、支出負担行為担当官 中部運輸局長 中村 広樹（以下「甲」という。）と独立行政法人自動車技術総合機構中部検査部長 大木 康夫（以下「乙」という。）と（以下「丙」という。）との間に、次の条項により請負契約を締結する。

（権利義務の譲渡等）

第 1 条 丙は、甲及び乙の書面による承諾を得ないで、この契約の履行を第三者に委任し、又はこの契約から生ずる債権を譲渡してはならない。

（秘密の保持）

第 2 条 丙は、この契約により知り得た、甲及び乙の業務上の秘密及び情報を第三者に漏らしてはならない。

（諸経費の負担）

第 3 条 この契約に関する証書作成の費用及び検収完了までの諸経費は、丙の負担とする。

（給付の確認及び検査の時期）

第 4 条 甲は丙から納品完了の届出のあった日から10日以内に現品を検査し、検査合格後、引渡しを完了するものとする。

（代金の請求）

第 5 条 丙は、引渡しを完了した後、別添契約金額内訳表に基づき、甲乙それぞれに代金の請求をするものとする。

（代金の支払い）

第 6 条 甲及び乙は丙から適法な支払請求書の提出があった時は、受理した日から30

日以内に、その対価を支払わなければならない。

甲または乙の責に帰すべき事由により、期間内に代金を支払わないときは、丙は、期間満了の翌日から支払い当日までの日数に応じ年2.5%の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

#### (納入期限)

第7条 丙の責に帰すべき事由により、納入期限内に物品の納入が出来ない場合において、納入期限後に納入される見込みがあるときは、甲及び乙は、丙から遅延利息を徴収して納入期限を延長することが出来る。

2 前項の遅延利息は、契約金額から既に引渡しを完了した物品に相応する契約代金相当額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額とするものとする。

#### (契約の解除)

第8条 甲及び乙は、丙が次の各号の一つに該当するときは、契約を解除することができる。

一 この契約の履行に関して、丙又はその代理人（下請人は代理人とみなす。）若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

二 納入物品が不合格となったとき。

三 前各号のほか丙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないとき。

四 丙が破産の宣告を受けまたは無能力者となり若しくは住居が不明となったとき。

2 甲及び乙は、丙（丙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 役員等（丙が個人である場合にはその者を、丙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき

二 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき

三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき

四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している

と認められるとき

- 六 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
- 七 丙が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、甲及び乙が丙に対して当該契約の解除を求め、丙がこれに従わなかったとき
- 3 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、丙は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲及び乙の指定する期間内に支払わなければならない。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第9条 丙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、丙は、甲及び乙の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を違約金として甲及び乙の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、丙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は丙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が丙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が丙又は丙が構成事業者である事業者団体（以下「丙等」という。）に対して行われたときは、丙等に対する命令で確定したものをいい、丙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき
- 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、丙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が丙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき
- 四 この契約に関し、丙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき

- 2 丙が前項の違約金を甲及び乙の指定する期間内に支払わないときは、丙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲及び乙に支払わなければならない。

(紛争の解決)

第10条 この契約に関し、甲乙丙間に紛争が生じたときは、名古屋地方裁判所に調停を申し立て、その調停に服するものとする。

(補足)

第11条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

上記契約の証として、本契約書を3通作成して記名押印のうえ、甲乙丙各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸二丁目2-1  
支出負担行為担当官  
中部運輸局長 中村 広樹

乙 名古屋市中川区北江町一丁目1-2  
独立行政法人自動車技術総合機構  
中部検査部長 大木 康夫

丙